

(別紙第1)

令和元年度12月定例裁判官会議

東京地方裁判所及び管内簡易裁判所の令和2年度における裁  
判官の配置、裁判事務の分配及び代理順序、開廷の日割並び  
に司法行政事務の代理順序についての定め

(令和2年1月1日現在)

東京地方裁判所

## 目 次

第1編 総則 .....	1
第2編 本庁民事部 .....	3
第1章 裁判事務の分配 .....	3
第2章 裁判事務の代理順序 .....	10
第3編 本庁刑事部 .....	12
第1章 裁判事務の分配 .....	12
第1節 通則 .....	12
第2節 公判請求事件 .....	14
第2節の2 医療観察法関係事件 .....	16
第3節 その他の事件等 .....	18
第2章 裁判事務の代理順序その他 .....	23
第4編 立川支部 .....	25
第1章 民事部 .....	25
第2章 刑事部 .....	26
第1節 通則 .....	26
第2節 公判請求事件 .....	26
第3節 その他の事件等 .....	28
第3章 裁判事務の代理順序 .....	31
第5編 管内簡易裁判所 .....	32
第6編 司法行政事務の代理順序 .....	36
附 則 .....	36

別表 1 の(1) (本庁民事部)

別表 1 の(2) (本庁民事部) 特殊事件分類表

別表 1 の(3) (本庁民事部) 第8条第1項に掲げる事件の分配割合

別表 1 の(4) (本庁民事部) 第9条第2項に掲げる事件の分配割合

別表 1 の(5) (本庁民事部) 特殊大型事件の認定基準

別表 2 (本庁刑事部)

別表 3 (立川支部)

別表 4 (東京簡易裁判所)

別表 5 (東京簡易裁判所以外の管内各簡易裁判所)

東京地方裁判所及び管内簡易裁判所の令和2年度における  
裁判官の配置、裁判事務の分配及び代理順序、開廷の日割  
並びに司法行政事務の代理順序についての定め

第1編 総 則

第1条（部及び室の設置）東京地方裁判所本庁（以下「本庁」という。）に民事第1部から民事第51部まで及び刑事第1部から刑事第20部までを置き、東京地方裁判所立川支部（以下「立川支部」という。）に民事第1部から民事第4部まで及び刑事第1部から刑事第3部までを置く。

2 東京簡易裁判所に民事第1室から民事第10室まで及び刑事第1室から刑事第5室までを置く。

第2条（裁判官の配置）本庁の民事部及び刑事部並びに立川支部の民事部及び刑事部の裁判官の配置は、別表1の(1)、別表2及び別表3のとおりとする。

2 所長は、新任判事補の研さんのため、新任判事補に対し、期間又は日を定めて、本庁の民事部及び刑事部の裁判事務の取扱いを命ずることができる。

3 民事第14部、民事第30部、民事第34部若しくは民事第35部が、第8条第4項各号に掲げる事件を調停に付したとき、又は民事第27部若しくは民事第29部、民事第40部、民事第46部若しくは民事第47部が、事件を調停に付したときは、当該事件の民事第22部における処理に限り、調停に付した部に所属する裁判官のうち当該部の指定する者が、民事第22部に配置されたものとみなす。

4 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第2条第3項に規定する特定調停の申立事件で企業の私的整理に関するものについて、民事第8部と民事第22部の協議により民事第8部に所属する裁判官が処理することを相当と認めたときは、当該事件の処理に限り、民事第8部に所属する裁判官のうち同部の指定する者が、民事第22部に配置されたものとみなす。

5 医療又は歯医療に関する損害賠償請求に係る調停の申立事件については民事第14部、民事第30部、民事第34部又は民事第35部に所属する裁判官のうち当該部の指定する者が、別表1の(2)の9に掲げる請求、権利又は行為に係る調停の申立事件については民事第29部、民事第40部、民事第46部又は民事第47部に所属する裁判官のうち当該部の指定する者が、当該事件の処理に限り、民事第22部に配置されたものとみなす。

第3条（調停事件の調停主任及び労働審判事件の労働審判官）本庁の民事部においては民事第22部に配置された裁判官又は本庁に勤務する民事調停官を、立川支部及び管内簡易裁判所においては調停事件を担当する裁判官又は民事調停官を調停事件の調停主任とする。

2 本庁の民事部においては民事第11部、民事第19部、民事第33部及び民事第36部に配置された裁判官を、立川支部においては民事部各部に配置された裁判官を労働審判事件の労働審判官とする。

第4条（開廷の日割）本庁の民事部及び刑事部並びに立川支部の民事部及び刑事部の開廷日は、別表1の(1)、別表2及び別表3のとおりとする。

第5条（関連事件の回付）本庁の一つの部に分配された事件と立川支部の一つの部に分配された事件とが関連する場合において、双方の部がそのいずれか一方の部において併せて処理することに合意したときは、他方の部に分配された事件を本庁又は立川支部に回付するものとする。

第6条（回付すべき事件の自庁処理）立川支部において処理すべき民事事件が本庁の民事各部に分配された場合又は本庁において処理すべき民事事件が立川支部の民事各部に分配された場合において、特に必要があると認めるとときは、当該部は、その事件を自ら処理することができる。

## 第2編 本庁民事部

### 第1章 裁判事務の分配

第7条（民事事件の分類）民事事件は、通常事件と特殊事件とに分ける。

2 特殊事件は、別表1の(2)に掲げる事件（同表に掲げる事件に係る証拠調べの受託事件を含む。）とし、その余の事件を通常事件とする。

第8条（通常事件の分配）通常事件は、第10条、第11条（第12条において準用する場合を含む。）及び第14条から第17条までに定める場合を除き、次の各号に掲げる事件の種類ごとに、受理の順序に従って、第1部、第4部から第7部まで、第10部、第12部から第18部まで、第23部から第26部まで、第28部、第30部から第32部まで、第34部、第35部、第37部、第39部、第41部から第45部まで及び第48部から第50部までの各部に順次分配する。この場合において、各部に分配する事件の数の割合は別表1の(3)のとおりとする。

- (1) 第一審訴訟事件（第7号及び第8号に掲げる事件を除く。）
- (2) 控訴事件
- (3) 抗告事件
- (4) 起訴前の証拠保全事件
- (5) 訴えの提起前における証拠収集の处分事件
- (6) 共助事件
- (7) 公害、薬品、食品、航空機又は船舶に関する損害賠償請求又は差止請求の事件
- (8) 当事者の数が40を超える事件（前号に掲げる事件を除く。）
- (9) その他の事件

2 建築に関する事件に係る起訴前の証拠保全事件の分配については、前項と同様とする。

3 次の各号に掲げる事件は、第1項及び第9条第4項の規定にかかわらず、次の

各号に掲げる事件の種類ごとに、受理の順序に従って、第1部及び第4部の各部に順次分配する。この場合においては、当該部に分配された第1号に掲げる事件ごとに、第1項第1号又は第7号に掲げる事件の分配があったものとみなす。

(1) 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「消費者裁判手続特例法」という。）第3条に規定する共通義務

確認請求事件

(2) 消費者裁判手続特例法第56条に規定する仮差押事件（仮差押命令に対する異議・取消しの事件を含む。）並びにこれに関する執行異議事件及び執行停止事件

4 次の各号に掲げる事件は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事件ごとに、受理の順序に従って、第14部、第30部、第34部及び第35部の各部に順次分配する。この場合においては、当該部に分配された次の各号に掲げる事件ごとに同数の第1項第1号又は第2号に掲げる事件の分配があったものとみなす。

(1) 医療に関する損害賠償請求事件

(2) 前号の事件の控訴事件

(3) 獣医療に関する損害賠償請求事件

(4) 前号の事件の控訴事件

5 通常事件である第一審訴訟事件又は控訴事件について、当事者の数が10を超える場合には、10を超えるごとに1件を加算した数の事件の分配があったものとみなす。ただし、当事者の数が100を超える場合には、事務分配調整委員会は、当該事件の分配を受けた部の意見を聴いて、分配があったとみなされる事件の数を増減することができる。

6 前項の場合においては、加算されたこととなる事件の数に満つるまで当該部に対する以後の事件の分配を停止する。

第9条（特殊事件の分配）行政に関する事件は、次条及び第14条から第17条

までに定める場合を除き、次の各号に掲げる事件の種類ごとに、受理の順序に従って、第2部、第3部、第38部及び第51部に順次分配する。ただし、地方自治法第242条の2第1項第4号の規定による訴訟について損害賠償若しくは不当利得返還の請求又は賠償命令を命ずる判決が確定した場合における同法第242条の3第2項又は第243条の2第5項の規定による訴訟及びこれらの訴訟を本案とする仮差押又は仮処分の事件については、当該判決を言い渡した部に分配する。

- (1) 行政訴訟事件
- (2) 前号以外の第一審訴訟事件
- (3) 控訴事件
- (4) 抗告事件
- (5) 仮差押及び仮処分の事件
- (6) 行政非訟事件
- (7) 起訴前の証拠保全事件
- (8) 訴えの提起前における証拠収集の処分事件
- (9) 別表1の(2)の1に掲げる事件に係る証拠調べの受託事件
- (10) その他の事件

2 労働に関する事件は、次条及び第14条から第17条までに定める場合を除き、次の各号に掲げる事件の種類ごとに、受理の順序に従って、第11部、第19部、第33部及び第36部に順次分配する。この場合において、各部に分配する事件の数の割合は別表1の(4)のとおりとする。

- (1) 第一審訴訟事件（第3号及び第4号に掲げる事件を除く。次号において同じ。）のうち、金銭の請求のみに係る事件
- (2) 第一審訴訟事件のうち、前号に掲げる事件以外の事件
- (3) 行政訴訟事件（第4号に掲げる事件を除く。）
- (4) 労働組合法第27条の19第1項から第3項までに定める行政事件

- (5) 控訴事件
- (6) 抗告事件
- (7) 地位保全に関する仮処分事件
- (8) 立入禁止又は妨害排除に関する仮処分事件
- (9) 前2号以外の仮処分事件
- (10) 仮差押事件
- (11) 労働審判事件
- (12) 起訴前の証拠保全事件
- (13) 訴えの提起前における証拠収集の処分事件
- (14) 別表1の(2)の4に掲げる事件に係る証拠調べの受託事件
- (15) その他の事件

3 知的財産権に関する事件は、次条及び第14条から第17条まで並びに別表1の(2)の9の(3)に定める場合を除き、次の各号に掲げる事件の種類ごとに、受理の順序に従って、第29部、第40部、第46部及び第47部に分配する。

- (1) 特許権又は実用新案権に関する第一審訴訟事件（第4号に掲げる事件を除く。）
- (2) 著作権に関する第一審訴訟事件（第4号に掲げる事件を除く。）
- (3) その他の第一審訴訟事件（第4号に掲げる事件を除く。）
- (4) 行政訴訟事件
- (5) 控訴事件
- (6) 抗告事件
- (7) 特許権又は実用新案権に関する保全事件
- (8) 著作権に関する保全事件
- (9) その他の保全事件
- (10) 起訴前の証拠保全事件
- (11) 訴えの提起前における証拠収集の処分事件

(12) 別表1の(2)の9に掲げる事件に係る証拠調べの受託事件

(13) その他の事件

4 商事に関する事件は第8部に、保全に関する事件は第9部に、破産に関する事件は第20部に、執行に関する事件は第21部に、調停・借地非訟・建築に関する事件は第22部に、交通事故に関する事件は第27部に分配する。

第10条（控訴提起事件等の分配）次の各号に掲げる事件は、当該不服申立て又は再審の対象となった裁判をした部に分配する。

(1) 控訴提起事件及び特殊事件に係る控訴提起事件に付隨する執行停止事件

(2) 上告、飛躍上告又は抗告各提起事件及びこれらに付隨する執行停止事件

(3) 飛躍上告受理申立事件及びこれに付隨する執行停止事件

(4) 再審事件及びこれに付隨する執行停止事件

2 通常事件及び建築に関する事件に係る控訴提起事件に付隨する執行停止事件は、控訴提起の対象となった判決をした部が、自らこれを処理する旨申し出た場合はその部に、それ以外の場合は第9部に、それぞれ分配する。

第11条（裁判官又は民事調停官の除斥又は忌避の申立事件の分配）裁判官又は民事調停官の除斥又は忌避の申立事件は、受理の順序に従って、第21部を除く部に順次分配する。ただし、除斥若しくは忌避を申し立てられた裁判官又は除斥若しくは忌避を申し立てられた民事調停官に当該事件を指定した裁判官の所属する部に分配することとなる場合には、次に分配を受けることとなる部に分配し、次の事件を先に分配を受けなかった部に分配する。

2 前項本文の場合においては、第25部、第32部、第43部及び第49部に分配する事件の数は、他の部に分配する数の2倍とする。

第12条（裁判所書記官、専門委員、民事調停委員、労働審判員又は裁判所調査官の除斥又は忌避の申立事件についての準用）前条の定めは、裁判所書記官、専門委員、民事調停委員、労働審判員又は知的財産に関する事件における裁判所調査官の除斥又は忌避の申立事件について準用する。

第13条（事件の再分配）事件の分配を受けた部が、所属する裁判官に法律上職務を行うことができない事由があるため裁判所を構成することができないときは、当該事件を同一種類の事件の分配を受けるべき他の部に分配し、同数の新受事件を当該部に分配する。

第14条（本案事件に関する各種申立事件の分配）本案事件に関する各種申立事件（保全に関する事件を除く。）は、本案事件が係属する部に分配する。

第15条（既済事件に関する各種申立事件の分配）執行文の付与、執行文付与に関する異議、これらに付随する執行停止その他既済事件に関する各種申立事件は、当該既済事件が係属していた部（記録が本案事件を担当する他の部に送付されたときは、当該他の部）に分配する。

第16条（事件の分配に関する特別措置）事務分配調整委員会は、ある部に分配された事件と同種の事件を当該部に処理させるのを相当と認めたときは、第8条第1項、第3項及び第4項、第9条第1項から第3項まで及び第11条（第12条において準用する場合を含む。）の定めにかかわらず、同種の事件を以後当該部に分配することができる。

2 前項の措置を講じた場合には、事務分配調整委員会は、当該部の意見を聴いた上、当該部に対する以後の事件の分配につき特別の措置を講ずることができる。

3 前2項の定めは、事務分配調整委員会がその定める期間中に受理される特定の事件及びこれと同種の事件を特定の部に処理させるのを相当と認めたときにについて準用する。

第17条（事件の分配の調整）裁判官に病気その他の長期の差し支えが生じたとき、分配された事件が特別に複雑であるとき、未済事件数の現状等に鑑み部相互間で調整を図る必要があると認められるときその他相当な理由があるときは、事務分配調整委員会は、当分の間、当該部に対する事件の分配を全部又は一部停止し、または、これに併せて他の部に対する事件の分配を増やすなど、

必要な措置を講ずることができる。

2 事件の分配を調整する理由がやんだ場合において、他の部との間に著しい事件負担の不均衡が生じたときは、事務分配調整委員会は、これを調整するため必要な措置を講ずることができる。

第18条（他部への事件の移転）ある部に分配された事件で、他の部に分配された事件と関連するもの又は他の部で処理するのが相当と認められるものは、関係する部の協議により、これを当該他の部に移すことができる。

2 第8条第1項に掲げる各部相互間、同条第3項各号に掲げる事件について第1部及び第4部、同条第4項各号に掲げる事件について第14部、第30部、第34部及び第35部相互間、第2部、第3部、第38部及び第51部相互間、第11部、第19部、第33部及び第36部相互間並びに第29部、第40部、第46部及び第47部相互間において、前項の定めにより事件が移転されたときは、新受事件により調整する。ただし、関係する部の協議によりこれと異なる取扱いをすることを妨げない。

3 第8条第5項の定めは前項の事件数の計算について、第16条第2項の定めは第1項の定めにより特定の部に多数の事件が集中することとなった場合について準用する。

第19条（特殊大型事件の認定）通常事件のうち、別表1の(5)の基準に該当するものとして事務分配調整委員会が認定した事件を特殊大型事件とする。

第20条（特殊大型事件の移転）特殊大型事件が係属している部又は第8条第3項又は第4項に掲げる各部に分配された事件が新たに特殊大型事件と認定された場合において、当該事件を他の部で処理させるのを相当とするときは、事務分配調整委員会は、当該部の申出により、当該事件を他の部に移すことができる。この申出は、事件が分配された後、可及的速やかにしなければならない。

2 前項の場合においては、事務分配調整委員会は、第8条第1項前段に掲げる各部（同条第4項に掲げる各部を除く。）のうち特殊大型事件が係属していない部

(かつて係属した部を除く。)に対して、同条第1項前段記載の部（同条第4項に掲げる各部を除く。）の順序に従い、事件を移すものとする。

3 前項の定めにより事件を移す部がないときは、特殊大型事件の係属性件数（かつて係属した件数を含む。）の少ない部（第8条第4項に掲げる各部を除く。）に対して、同条第1項前段記載の順序に従い、事件を移すものとする。この場合において、第25部、第32部、第43部及び第49部については、同部に係属する特殊大型事件の件数の2分の1に相当する件数を同部の係属性件数とみなす。

**第21条（事件の分配比率に関する特別措置）** 事務分配調整委員会は、次の各号に掲げる部に対する事件の分配比率につき特別の定めをすることができる。

- (1) 所長代行者（司法行政専任者を除く。）が本務として所属する部
- (2) 司法修習生指導担当裁判官又は法科大学院への派遣裁判官が本務として所属する部

## 第2章 裁判事務の代理順序

**第22条（裁判官の代理順序）** 裁判官に差し支えがあるときは、その裁判官が所属する部の他の裁判官が代理する。

2 前項の定めによることができないときは、所長の指名する裁判官が代理する。

**第22条の2（裁判長の代理順序）** 裁判長となる裁判官に差し支えがあるときは、当該部の裁判官の協議によって定める順序に従って、当該部の他の裁判官が裁判長となる。

**第23条（部の代理）** 事件が緊急に処理することを要するものである場合において、当該事件の分配を受けた部に差し支えがあるときは、次の部が代理する。ただし、第8条第3項各号に掲げる事件については第1部及び第4部が、第8条第4項各号に掲げる事件については第14部、第30部、第34部及び第35部が、行政に関する事件については第2部、第3部、第38部及び第51部が、労働に関する事件については第11部、第19部、第33部及び第36部が、知的財産権に関する事件については第29部、第40部、第46部及び第

4. 7部が相互に代理する。

## 第3編 本庁刑事部

### 第1章 裁判事務の分配

#### 第1節 通 則

第24条（公判請求事件の種類）本編において、公判請求事件のうち、第1号から第5号までに掲げる事件を合議事件といい、第6号から第8号までに掲げる事件を単独事件という。

- (1) 甲類合議事件 次号の乙類合議事件、第3号の丙類合議事件、第4号の外国人合議事件、第5号の裁定合議事件及び第6号の租税事件を除く裁判所法第26条第2項に定める合議制事件
- (2) 乙類合議事件 法定合議事件及び事件の係属する部からの申出に基づき裁判・丙類合議委員会において合議体で審判するのが相当であるとの決定（以下「合議相当決定」という。）をした事件のうち公安労働等に関係する事件
- (3) 丙類合議事件 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「裁判員法」という。）第2条第1項各号に掲げる事件で前号以外のもの
- (4) 外国人合議事件 被告人が外国人である法定合議事件で前2号以外のもの
- (5) 裁定合議事件 合議相当決定がされた事件で第2号以外のもの
- (6) 租税事件 各種税法に違反する事件（ただし、関税法違反のうち輸入禁制品を輸入する罪に係る事件を除く。）
- (7) 外国人単独事件 被告人が外国人である裁判所法第26条第1項に定める一人制事件
- (8) 一般単独事件 前2号に掲げる事件以外の一人制事件

2 裁判所法第26条第2項第1号の事件で合議相当決定のないものは、事件数の計算については、単独事件とみなす。

**第24条の2（処遇事件の種類）** 本編において、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）第3条第1項に定める処遇事件のうち、同法第33条第1項の規定による申立てに係る処遇事件を入通院処遇事件といい、それ以外の処遇事件をその他の処遇事件という。

**第25条（各部への公判請求事件の分配）** 各部に対しては、別表2に定める種類の公判請求事件を、同表に定める比率により、甲類合議事件、乙類合議事件、丙類合議事件、外国人合議事件、裁定合議事件、外国人単独事件及びその他の単独事件の種類ごとに受理の順序に従って分配する。ただし、裁定合議事件については第28条に定めるところにより、即決裁判手続の申立てがあった事件の各部への分配については所長の定めるところによる。

**第25条の2（部への処遇事件の分配）** 処遇事件は、第24条の2に定める種類ごとに区分し、その区分ごとに受理の順序に従って第1部、第4部、第10部、第11部、第15部及び第18部に、別表2に定める比率により、分配する。ただし、ある部に分配すべき処遇事件で、他の部に係属する処遇事件と関連するもの（第31条の3の定めにより分配すべき処遇事件を除く。）又は他の部で処理するのが相当と認められるものは、第1部、第4部、第10部、第11部、第15部及び第18部の協議により、これを当該他の部に分配する。

**第26条（特別措置等）** 裁判官会議は、本編に定める事件の分配方法によることが相当でない特別の理由があるときは、当該事件を分配する部を指定することができる。

2 所長は、緊急を要するときは、前項の定めにかかわらず、事件を分配する部を指定することができる。この場合においては、所長は、その後最初に開かれる裁判官会議の承認を求めなければならない。

3 裁判官会議は、部に対し、事件の分配の全部若しくは一部を停止し、若しくはこれを解除し、又は既分配事件数を減ずることができる。

## 第2節 公判請求事件

第27条（事件の分配）事件（以下この節において「事件」とは「公判請求事件」をいう。）の分配は、起訴状（審判の併合、移送、回付、破棄差戻し等により他の裁判所又は立川支部から送付を受けた事件については、送付書）を単位とし、第25条に定める事件の種類ごとに受理の順序に従って分配する。

2 1通の起訴状又は送付書で起訴され、又は送付された事件が次の各号に掲げる数種の事件であるときは、当該各号に定める事件として分配する。

- (1) 甲類合議事件及び外国人合議事件 外国人合議事件
- (2) 法定合議事件及び単独事件 法定合議事件
- (3) 数種の単独事件 租税事件、外国人単独事件又は一般単独事件の順序による先順位の単独事件

3 1通の起訴状又は送付書で起訴され、又は送付された事件が丙類合議事件を含む数種の事件であるときは、丙類合議事件がある被告人については丙類合議事件として分配し、丙類合議事件がない被告人については前項に従って同じ部に分配する。

4 事件の数は、裁定合議事件を除き、被告人の数によって数える。ただし、租税事件の被告人については、1人を3人とみなす。

第28条（裁定合議事件の分配等）裁定合議事件は、合議相当決定がされた順序に従って分配する。ただし、租税事件につき合議相当決定がされた場合は、第8部に分配する。

2 裁定・丙類合議委員会は、2以上の関連する裁定合議事件を一括して一つの部に分配することを定めることができる。

3 裁定合議事件は、裁定・丙類合議委員会において一括して分配することとした事件ごとに1件として数える。部が裁定合議事件の分配を受けた後、次条第1項又は第2項の定めによりこれと関連する事件（法定合議事件を除く。）の分配又は配てん替えを受けたときは、当該事件は、当初分配を受けた裁定合議

事件と一括して分配を受けたものとみなす。

4 裁定・丙類合議委員会は、裁判所法第26条第2項第1号の決定がされた事件につき、相当と認めるときは、当該部の申出により、当該事件を裁定合議事件として分配したものとみなすことができる。

5 裁定・丙類合議委員会は、各部に係属する甲類合議事件、乙類合議事件、丙類合議事件、外国人合議事件又は裁定合議事件の公判開廷回数が多数回に及んだ場合につき、相当と認めるときは、当該部の申出により、裁定合議事件を追加的に分配したものとみなすことができる。

第29条（関連事件の分配）起訴状に当該事件を前に起訴した他の事件（以下「本起訴事件」という。）と併合して審理されたい旨の表示が付された事件（以下「追起訴事件」という。）は、受理の順序にかかわらず、本起訴事件を担当する部に分配する。ただし、追起訴事件が租税事件である場合は、この限りではない。

2 2以上の部に各別に分配された数個の事件が相互に関連する場合において、関係する部が一つの部において併せて処理することに合意したときは、配てん替えの手続をとることができる。

3 1通の起訴状又は送付書で起訴され、又は送付された事件が複数の被告人の丙類合議事件を含む場合につき、事件の係属する部からの申出に基づき裁定・丙類合議委員会においてその一部の事件を他の部で処理するのが相当であると決定したときは、その事件につき丙類合議事件の受理の順序に従って配てん替えの手続をとることができる。追起訴事件が丙類合議事件である場合につき、事件の係属する部からの申出に基づき裁定・丙類合議委員会においてその追起訴事件を他の部で処理するのが相当であると決定したときも、同様とする。

4 配てん替えが行われた場合においては、配てん替えを受けた部に新件の分配があったものとみなし、配てん替えをした部については、その手続が第1回公判期日前に行われたときに限り、配てん替えされた事件と同じ種類及び数の新

件を分配する。

- 5 第1項、第2項及び第4項の定めにより乙類合議事件と関連する単独事件の分配又は配てん替えがされたときは、当該単独事件を乙類合議事件とみなす。  
第30条（合議相当決定があった場合の措置）合議相当決定があつた場合には、その決定の際当該単独事件について配てん替えをしたものとみなし、当該事件の分配を受けた部に対する事件の追加分配については、前条第4項の定めを準用する。

第31条（事件の分配の特則）再審開始決定が確定した事件は、再審請求事件の分配を受けた部に分配する。

- 2 差し戻された事件は、租税事件を除き、原裁判をした部には分配しない。  
3 刑事訴訟法第266条第2号の決定により審判に付された事件は、当該決定をした部には分配しない。  
4 入通院処遇事件の対象者に対し当該対象行為と同一の事実を公訴事実とする公訴が提起されたときは、その公判請求事件は、当該入通院処遇事件の分配を受けた部には分配しない。

## 第2節の2 医療観察法関係事件

第31条の2（処遇事件の分配）処遇事件は、申立書（移送、回付又は医療観察法第68条第2項本文若しくは第71条第2項後段の規定による決定により他の裁判所又は立川支部から送付を受けた処遇事件については、送付書）を単位として分配する。ただし、差し戻された事件は、原裁判をした部には分配しない。

- 2 処遇事件の分配があつた場合においては、当該部に対し、分配された入通院処遇事件又はその他の処遇事件のうち医療観察法第59条第1項若しくは第2項の規定による申立てに係る処遇事件の対象者（同法第2条第2項に定める者をいう。以下同じ。）1人について4件の一般単独事件の分配があつたものとみなし、分配されたその他の処遇事件のうち、同法第49条第1項、第50条、

第54条第1項若しくは第2項又は第55条の申立てに係る処遇事件の対象者1人について2件の一般単独事件の分配があったものとみなし、同法第49条第2項の申立てに係る処遇事件の対象者1人について1件の一般単独事件の分配があったものとみなす。ただし、処遇事件が移送又は回付により他の裁判所又は立川支部に送付された場合には、当該処遇事件の対象者の数と同数の一般単独事件の分配があったものとみなす。

第31条の3（関連処遇事件の分配等）申立書に当該対象者に対する他の処遇事件がある旨の記載がされた処遇事件は、受理の順序にかかわらず、当該他の処遇事件を担当する部に分配する。この場合において、所長は、当該処遇事件の分配を受けた部の意見を聴いて、分配があったとみなされる一般単独事件の数を増減することができる。

2 その他の処遇事件であって、当該対象者について医療観察法第42条第1項第1号又は第2号等の決定をした部があるものは、受理の順序にかかわらず、直近にその決定をした部に分配する。

3 処遇事件の係属する裁判所が医療観察法第41条第1項の決定をしたときは、当該処遇事件の係属する裁判所の合議体の構成員である裁判官の所属する部の裁判官の合議体により、同法第40条第1項第1号の事由に該当するか否かについての審理及び裁判を行う。

第31条の4（処遇事件に準じて分配する事件）医療観察法第72条第1項に定める取消請求事件は、受理の順序に従って第1部、第4部、第10部、第11部、第15部及び第18部に分配する。ただし、原裁判をした裁判官の所属する部には分配しない。

2 医療観察法第73条第1項に定める異議申立事件は、第1部、第4部、第10部、第11部、第15部及び第18部の順に原裁判をした部の次の部に分配する。

3 前2項の事件の分配があった場合における事件の数は、不服を申し立てられ

た命令又は決定の数により数える。この場合においては、その分配を受けた部に対し、同数の第33条第1項第4号に掲げる事件の分配があつたものとみなす。

4 医療観察法第76条第1項又は第2項に定める競合する処分の調整の申立てに係る事件は、受理の順序に従って第1部、第4部、第10部、第11部、第15部及び第18部に分配する。ただし、当該申立てに係る決定を受けた者又は対象者について同法第42条第1項第1号若しくは第2号、第51条第1項第2号又は第61条第1項第1号の決定をした部があるものは、受理の順序にかかわらず、直近にその決定をした部に分配する。

5 医療観察法第34条第1項前段及び第60条第1項に定める命令（対象者を入院させるべき医療施設の指定を変更する命令を含む。）は、その対象者に係る入通院処遇事件又は同法第59条第1項若しくは第2項の規定による申立てに係る処遇事件の分配を受けた部の裁判官が行う。

### 第3節 その他の事件等

第32条（原裁判等をした部に分配する事件等）次の各号に掲げる事件等は、それぞれ当該各号に定める部に分配する。

- (1) 上訴権回復請求事件、再審請求事件、組織的な犯  
罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下  
「組織的犯罪処罰法」という。）第65条第1項の  
取消請求事件、国際的な協力の下に規制薬物に係る  
不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬  
及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下  
「麻薬特例法」という。）第23条により組織的犯  
罪処罰法第65条第1項の例によるとされた取消請  
求事件、不正競争防止法第40条により組織的犯罪  
処罰法第65条第1項の例によるとされた取消請求

事件及び国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（以下「国際刑事裁判所協力法」という。）第42条第5項により組織的犯罪処罰法第65条第1項を準用するとされた取消請求事件

- (2) 刑事補償請求事件及び刑事費用補償請求事件 無罪等の裁判をした部  
(3) 刑の執行猶予言渡取消請求事件、訴訟費用執行免除申立事件、裁判の疑義の解釈申立事件、裁判の執行の異議申立事件、被告人の国選弁護人に選任された総合法律支援法第39条第2項第2号に掲げる国選弁護人等契約弁護士に係る訴訟費用の額の算定に関する申立事件その他法令において裁判をした裁判所に対して請求すべきものと定められた事件
- (4) 刑法第52条の刑の決定請求事件及び刑事訴訟法 第96条第3項の保釈保証金没取請求事件 刑の言渡しをした部

- (5) 刑事確定訴訟記録法第8条の不服申立事件 第1審の裁判をした部  
(6) 更生保護法第52条第6項の規定による求意見 裁判の言渡しをした部
- 2 前項の場合において、原裁判等をした部がないときは、次の各号に定める比率により受理の順序に従って順次分配する。この場合における事件等の数は、前項第1号から第4号まで及び第6号にあっては原裁判等の被告人の数により、同項第5号にあっては不服を申し立てられた処分の数により数える。

- (1) 原裁判等が合議体でされたもの 別表2に定める合議事件の分配比率  
(2) 原裁判等が1人の裁判官でされたもの 別表2に定める単独事件の分配比率

- 3 1通の書面で数個の執行猶予の言渡しの取消しが請求された場合において、執行猶予の言渡しごとに分配すべき部が異なるときは、関係する部の協議で定

める部に分配する。

第33条（合議事件に準じて分配する事件）次の各号に掲げる事件は、第1号、第2号；第3号から第5号まで、第6号、第7号から第9号まで、第10号に区分し、その区分ごとに、第1号、第2号、第6号、第7号から第9号まで、第10号については別表2に定める合議事件の分配比率により、第3号から第5号までについては同表に定める準抗告事件等の分配比率により、それぞれ受理の順序に従って順次分配する。この場合における事件の数は、当該各号に定める単位により数える。

- |   |                           |
|---|---------------------------|
| (1) 刑事訴訟法第262条の審判請求事件   | 請求書の数                     |
| (2) 裁判官若しくは裁判所書記官に対する忌避<br>の申立て若しくは回避の申立て又は心神喪失<br>等の状態で重大な他害行為を行った者の医療<br>及び観察等に関する法律による審判の手続等<br>に関する規則第8条第1項若しくは第5項の<br>除斥の決定に係る事件 | 裁判官、精神保健審判員又は<br>裁判所書記官の数 |
| (3) 同法第8条第2項、第11条第2項、第1<br>5条又は第17条の管轄の併合等の請求事件   | 請求の対象となった事件の数             |
| (4) 同法第429条の準抗告事件   | 不服を申し立てられた原裁判<br>の数       |
| (5) 法廷等の秩序維持に関する規則第5条の制<br>裁裁判請求事件  | 行為者の数                     |
| (6) 組織的犯罪処罰法第62条第1項の審査請<br>求事件、麻薬特例法第23条により組織的犯<br>犯罪処罰法第62条第1項の例によるとされ<br>た審査請求事件、不正競争防止法第40条に<br>より組織的犯罪処罰法第62条第1項の例に               | 請求の数                      |

よるとされた審査請求事件及び国際刑事裁判

所協力法第40条第2項の審査請求事件

- (7) 裁判員法第3条第1項の請求事件若しくは 同項の職権の発動を求める  
請求又は職権の発動を求める事件又は同法第3  
条の2第1項の請求事件若しくは同項の職権  
の発動を求める事件
- (8) 同法第35条第1項、第42条第1項及び 不服を申し立てられた原裁判  
の第94条第1項の異議申立事件 数
- (9) 同法第41条第2項により送付された請求 裁判員又は補充裁判員の数  
事件又は同法第43条第2項により通知され  
た事件
- (10) 第35条に掲げる事件以外の事件で裁判官 嘴託又は請求の数  
の権限により処理すべきもの

2 裁判官若しくは裁判所書記官に対する忌避若しくは回避の申立て又は裁判  
官、精神保健審判員若しくは裁判所書記官の除斥の決定に係る事件は、当該裁  
判官若しくは裁判所書記官の所属する部又は当該精神保健審判員が任命された  
処遇事件が分配された部には分配しない。

第34条（単独事件に準じて分配する事件）第32条第1項、前条第1項及び次  
条に掲げる事件以外の事件は、刑事訴訟法第430条の準抗告事件とその他の  
事件とに区分し、別表2に定める単独事件の分配比率により受理の順序に従つ  
て順次分配する。この場合における事件の数は、同条の準抗告事件にあっては  
不服を申し立てられた処分の数により、その他の事件にあっては申立書の数に  
より数える。

第35条（令状部に分配する事件）裁判官の権限により処理すべき事件のうち次  
の各号に掲げるもの、第1回公判期日前の勾留に関する処分を求める申立事件、  
刑事訴訟法第187条の2の訴訟費用負担の決定を求める請求事件及びこれに

付隨する処分に係る申立事件、同法第39条第3項の処分に係る同法第430条の準抗告事件並びに検察審査会の起訴議決に係る事件について公訴の提起及びその維持に当たる弁護士の指定に関する事件は、令状部に分配する。

- (1) 刑事訴訟法及び少年法に定める各種令状（許可状を含む。）の発付又は同法による観護措置を求める請求事件並びにこれらの処分に付隨する処分を求める申立事件
- (2) 矯正保護法規に基づく引致状の発付を求める申立事件
- (3) 行政取締法規に基づく臨検、捜索、差押え等に関する裁判官の許可状の発付を求める請求事件
- (4) 被疑者、弁護人その他前3号に掲げる処分に関し利害関係を有する者から申し立てられた前3号に掲げる処分の取消し、変更等を求める申立てその他これらの処分に関連する各種申立事件
- (5) 被疑者についての弁護人の選任に係る申立事件及びこれに付隨する処分に係る申立事件
- (6) 刑事訴訟法第179条の証拠保全請求事件及び同法第226条又は第227条の証人尋問請求事件
- (7) 国際捜査共助等に関する法律（以下「国際捜査共助法」という。）第8条第2項の令状の発付を求める申立事件及び同法第10条の証人尋問請求事件並びに国際刑事裁判所協力法第8条により国際捜査共助法第8条第2項を準用するとされた令状の発付を求める申立事件及び同法第10条を準用するとされた証人尋問請求事件
- (8) 組織的犯罪処罰法第4章及び第6章の保全請求事件並びにこれらの処分に付隨する処分を求める申立事件並びに同法第71条第1項の令状の発付を求める申立事件
- (9) 麻薬特例法第5章及び第6章の保全請求事件並びにこれらの処分に付隨する処分を求める申立事件並びに同法第23条により組織的犯罪処罰法第71

条第1項の例によるとされた令状の発付を求める申立事件

- (10) 不正競争防止法第8章及び第9章の保全請求事件並びにこれらの処分に付隨する処分を求める申立事件並びに同法第40条により組織的犯罪処罰法第71条第1項の例によるとされた令状の発付を求める申立事件
- (11) 国際刑事裁判所協力法第2章第4節の保全請求事件及びこれらの処分に付隨する処分を求める申立事件並びに同法第47条により組織的犯罪処罰法第71条第1項を準用するとされた令状の発付を求める申立事件
- (12) 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第5条第1項の傍受令状の発付を求める請求事件その他同法の定める各請求事件
- (13) 医療観察法に定める連戻状の発付を求める請求事件

第36条（勾留理由開示請求事件の分配）前条第1号に掲げる事件の裁判に対して準抗告が申し立てられ、勾留状が発付されたときは、当該勾留状に係る勾留理由開示請求事件は、当該準抗告に対する裁判をした部に分配する。

第37条（緊急を要する事件の分配）緊急を要する事件について、休暇、出張等のため事件の分配を受けるべき部が直ちにその処理に当たることができないときは、事件を当該部には分配しない。

第38条（前2節の定めの準用）前2節の定めは、その性質に反しない限り、本節の事件の分配について準用する。

第2章 裁判事務の代理順序その他

第39条（裁判官の代理順序）裁判官に差し支えがあるときは、特別の定めがある場合を除き、その裁判官が所属する部の他の裁判官が代理する。

2 前項の定めによることができないときは、所長の指名する裁判官が代理する。

第40条（裁判長の代理順序）裁判長となる裁判官に差し支えがあるときは、当該部の裁判官の協議によって定める順序に従って、当該部の他の裁判官が裁判長となる。

第40条の2（部の代理）事件が緊急に処理することを要するものである場合に

において、当該事件の分配を受けた部に差し支えがあるときは、次の部が代理する。

第41条(休日及び夜間における令状事件等の取扱い) 本庁に所属する裁判官は、裁判所の休日及び夜間(以下「休日等」という。)においては、所長の定めるところに従い、第35条に定める事件を処理しなければならない。

- 2 前項の定めにより休日等に事件の処理に当たる裁判官は、その執務中に同項に定める事件以外の事件が申し立てられた場合において、当該事件の性質上その処理を通常の執務時間の開始まで持ち越すことができないことが明らかであると認めたときは、当該事件を処理することができる。第31条の4第5項の命令についても、これと同様とする。
- 3 前項の場合において、当該事件の処理のため合議体を構成する必要があるときは、同項の裁判官と所長の指名する裁判官によって合議体を構成することができる。
- 4 前3項の定めによる事件の処理は、令状部としてするものとする。ただし、第31条の4第5項の命令の処理は、当該対象者に係る処遇事件の分配を受けた部としてするものとする。

## 第4編 立川支部

### 第1章 民事部

第42条（事件の分配及びその比率）各部に対する事件の分配及びその比率は、別表3のとおりとする。

2 地方裁判所の調停に付した調停事件は、当該部において処理する。

第43条（事件の分配方法）事件は、次条において準用する第10条、第11条（第12条において準用する場合を含む。）、第14条及び第15条に定める場合を除き、別表3に掲げる事件の種類ごとに、分配の比率に応じ、受理の順序に従って各部に分配する。

2 通常訴訟事件、交通訴訟事件、建築関係訴訟事件、労働訴訟事件及び医療関係訴訟事件において、当事者の数が10を超える場合には、10を超えるごとに1件を加算した数の事件の分配があつたものとみなす。ただし、当事者の数が100を超える場合には、民事部各部の裁判官の協議により、分配があつたとみなされる事件の数を増減することができる。

3 前項の場合においては、加算されることとなる事件の数に満ちるまで当該部に対する以後の事件の分配を停止する。

第44条（本庁民事部の定めの準用）第10条から第18条までの定めは、立川支部民事部における事件の分配について準用する。この場合において、第14条中「（保全に関する事件を除く。）」とあるのは「（労働仮処分関係事件以外の仮差押・仮処分事件を除く。）」と、第16条及び第17条中「事務分配調整委員会は」とあるのは「民事部各部の裁判官の協議により」と、第18条第3項中「第8条第5項」とあるのは「第43条第2項」と読み替えるものとする。

## 第2章 刑事部

### 第1節 通則

第45条（公判請求事件の種類）本章において、公判請求事件のうち、第1号から第3号までに掲げる事件を合議事件といい、第4号及び第5号に掲げる事件を単独事件という。

- (1) 一般合議事件 次号の特定合議事件及び第3号の外国人合議事件を除く裁判所法第26条第2項に定める合議制事件
- (2) 特定合議事件 裁判員法第2条第1項各号に掲げる事件
- (3) 外国人合議事件 被告人が外国人である法定合議事件で前号以外のもの
- (4) 一般単独事件 次号の外国人単独事件を除く裁判所法第26条第1項に定める一人制事件
- (5) 外国人単独事件 被告人が外国人である一人制事件

2 裁判所法第26条第2項第1号の事件は、事件数の計算については、単独事件とみなす。

第46条（各部への事件の分配）各部に対しては、別表3に定める種類の事件を、同表に定める比率により、その種類ごとに受理の順序に従って分配する。

第47条（特別措置）本章に定める事件の分配方法によることが相当でない特別の理由があるときは、刑事部の裁判官の協議により、当該事件を分配する部を定めることができる。

2 事件の処理上必要があるときは、刑事部の裁判官の協議により、部に対し、事件の分配の全部若しくは一部を停止し、又はこれを解除することができる。

### 第2節 公判請求事件

第48条（事件の分配）事件の分配は、起訴状（審判の併合、移送、回付、破棄差戻し等により他の裁判所又は本庁から送付を受けた事件については、送付書）を単位とし、第46条に定める事件の種類ごとに受理の順序に従って分配する。

2 1通の起訴状又は送付書で起訴され、又は送付された事件が次の各号に掲げ

る数種の事件であるときは、当該各号に定める事件として分配する。

- (1) 一般合議事件及び外国人合議事件 外国人合議事件
- (2) 法定合議事件及び単独事件 法定合議事件
- (3) 一般単独事件及び外国人単独事件 外国人単独事件

3 1通の起訴状又は送付書で起訴され、又は送付された事件が特定合議事件を含む数種の事件であるときは、特定合議事件がある被告人については特定合議事件として分配し、特定合議事件がない被告人については前項に従って同じ部に分配する。

4 事件の数は、被告人の数によって数える。

第49条（関連事件の分配）追起訴事件は、受理の順序にかかわらず、本起訴事件を担当する部に分配する。

2 2以上の部に各別に分配された数個の事件が相互に関連する場合において、関係する部が一つの部において併せて処理することに合意したときは、配てん替えの手続をとることができる。

3 配てん替えが行われた場合においては、配てん替えを受けた部に新件の分配があったものとみなし、配てん替えをした部については、その手續が第1回公判期日前に行われたときに限り、配てん替えされた事件と同じ種類及び数の新件を分配する。

第50条（単独事件が法定合議事件となった場合の措置）単独事件（裁判所法第26条第2項第1号の事件を含む。）が法定合議事件になったことを理由に配てん替えの申出があったときは、その際当該法定合議事件を当該部に分配したものとみなし、当該部に対する事件の追加分配については、前条第3項の定めを準用する。

第51条（事件の分配の特則）再審開始決定が確定した事件は、再審請求事件の分配を受けた部に分配する。

2 差し戻された事件は、原裁判をした部には分配しない。

3 刑事訴訟法第266条第2号の決定により審判に付された事件は、当該決定をした部には分配しない。

### 第3節 その他の事件等

第52条（原裁判等をした部に分配する事件等）第32条第1項各号に掲げる事件等の分配については、同条の定めを準用する。この場合において、同項第1号中「別表2に定める合議事件」とあるのは「別表3に定める合議事件」と、同項第2号中「別表2に定める単独事件」とあるのは「別表3に定める単独事件」と読み替えるものとする。

第53条（合議事件に準じて分配する事件）第33条第1項各号に掲げる事件の分配については、同条の定めを準用する。この場合において、同項中「別表2に定める合議事件」とあるのは「別表3に定める合議事件」と、同項第10号中「第35条」とあるのは「第55条」と読み替えるものとする。

第54条（単独事件に準じて分配する事件）第52条、前条、次条及び第55条に掲げる事件以外の事件は、別表3に定める単独事件の分配比率により受理の順序に従って各部に順次分配する。この場合における事件の数は、刑事訴訟法第430条の準抗告事件にあっては不服を申し立てられた処分の数により、検察審査会の起訴議決に係る事件について公訴の提起及びその維持に当たる弁護士の指定に関する事件にあっては議決書副本の数により、その他の事件にあっては申立書の数により数える。

第54条の2（医療観察法関係事件の処理）医療観察法第3条第1項に定める遭遇事件その他同法に定める申立事件又は請求事件は、別に定める申合せに掲げる裁判官が担当する。

第55条（令状事件等の処理）裁判官の権限により処理すべき事件のうち次の各号に掲げるもの（次項に掲げる事件を除く。）の処理は、別に定める申合せに掲げる裁判官が担当する。

(1) 刑事訴訟法及び少年法に定める各種令状（許可状を含む。）の発付又は同

法による観護措置を求める請求事件並びにこれらの処分に付隨する処分を求める申立事件

- (2) 矯正保護法規に基づく引致状の発付を求める申立事件
- (3) 行政取締法規に基づく臨検、捜索、差押え等に関する裁判官の許可状の発付を求める請求事件
- (4) 被疑者、弁護人その他前3号に掲げる処分に関し利害関係を有する者から申し立てられた前3号に掲げる処分の取消し、変更等を求める申立てその他これらの処分に関連する各種申立事件
- (5) 被疑者についての弁護人の選任に係る申立事件及びこれに付隨する処分に係る申立事件
- (6) 刑事訴訟法第179条の証拠保全請求事件及び同法第226条又は第227条の証人尋問請求事件
- (7) 国際捜査共助法第8条第2項の令状の発付を求める申立事件及び同法第10条の証人尋問請求事件並びに国際刑事裁判所協力法第8条により国際捜査共助法第8条第2項を準用するとされた令状の発付を求める申立事件及び同法第10条を準用するとされた証人尋問請求事件
- (8) 組織的犯罪処罰法第4章及び第6章の保全請求事件並びにこれらの処分に付隨する処分を求める申立事件並びに同法第71条第1項の令状の発付を求める申立事件
- (9) 麻薬特例法第5章及び第6章の保全請求事件並びにこれらの処分に付隨する処分を求める申立事件並びに同法第23条により組織的犯罪処罰法第71条第1項の例によるとされた令状の発付を求める申立事件
- (10) 不正競争防止法第8章及び第9章の保全請求事件並びにこれらの処分に付隨する処分を求める申立事件並びに同法第40条により組織的犯罪処罰法第71条第1項の例によるとされた令状の発付を求める申立事件
- (11) 国際刑事裁判所協力法第2章第4節の保全請求事件及びこれらの処分に付

隨する処分を求める申立事件並びに同法第47条により組織的犯罪処罰法第71条第1項を準用するとされた令状の発付を求める申立事件

(12) 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第5条第1項の傍受令状の発付を求める請求事件その他同法の定める各請求事件

2 第1回公判期日前の勾留に関する処分（求令起訴に伴うもの及び裁判所の休日又は夜間に処理することが必要なものを除く。）は、次の各号に定める裁判官が担当する。

(1) 合議事件 当該事件が係属する合議体以外の裁判官

(2) 単独事件 当該事件が係属する部の他の裁判官

3 第1項の定めにより休日等に事件の処理に当たる裁判官は、その執務中に同項の定める事件以外の事件が申し立てられた場合において、当該事件の性質上その処理を通常の執務時間の開始まで持ち越すことができないことが明らかであると認められたときは、当該事件を処理することができる。

4 前項の場合において、当該事件の処理のため合議体を構成する必要があるときは、別の申合せの定めるところにより合議体を構成することができる。

5 前項の定めによる事件の処理は、あらかじめ刑事部の裁判官の協議により定められた部としてするものとする。

第56条（勾留理由開示請求事件の分配）勾留理由開示請求事件は、勾留状を発付した裁判官に分配する。ただし、刑事部の裁判官及び勾留状を発付した裁判官の協議により、刑事部の裁判官に分配することができる。

2 前条第1項第1号に掲げる事件の裁判に対して準抗告が申し立てられ、勾留状が発付されたときは、当該勾留状に係る勾留理由開示請求事件は、当該準抗告に対する裁判をした部に分配する。

第57条（緊急を要する事件の分配）緊急を要する事件について、休暇、出張等のため事件の分配を受けるべき部が直ちにその処理に当たることができないとときは、事件を当該部には分配しない。

第58条（前節の定めの準用）前節の定めは、その性質に反しない限り、本節の事件の分配について準用する。

### 第3章 裁判事務の代理順序

第59条（裁判官の代理順序）裁判官に差し支えがあるときは、特別の定めがある場合を除き、その裁判官が所属する部の他の裁判官が代理し、これによることができないときは、支部長の定める順序に従って、他の裁判官が代理する。

2 前項の定めによることができないときは、所長の指名する本庁の裁判官が代理する。

第60条（裁判長の代理順序）裁判長となる裁判官に差し支えがあるときは、当該部の裁判官の協議によって定める順序に従って、当該部の他の裁判官が裁判長となる。

第60条の2（部の代理）事件が緊急に処理することを要するものである場合において、当該事件の分配を受けた部に差し支えがあるときは、次の部が代理する。

## 第5編 管内簡易裁判所

### 第61条（東京簡易裁判所の裁判官の配置並びに裁判事務の分配及び代理順序）

東京簡易裁判所の裁判官の配置は、別表4のとおりとする。

2 東京簡易裁判所の民事事件の裁判事務の分配は、次のとおりとする。

- (1) 民事訴訟事件（次号から第5号までの規定により分配されるものを除く。）  
は、受理の順序に従って、民事第1室から民事第5室までの各室に順次分配する。
- (2) 民事訴訟事件（次号から第5号までの規定により分配されるものを除く。）  
のうち、法人が原告として複数の訴状を提出することにより提起された同種の請求の原因による金銭支払請求事件は、訴状に不備があり、その補正に相当の期間を要すると見込まれる場合その他顯著な事由がある場合を除き、5件ずつにまとめ、民事第1室から民事第5室までの各室に順次分配する。
- (3) 民事訴訟事件（次号及び第5号の規定により分配されるものを除く。）のうち、交通事故に関する事件（交通事故による損害賠償請求事件（船舶又は航空機事故によるものを除く。）及び自動車事故責任保険金請求事件）は、受理の順序に従って、民事第1室から民事第5室までの各室に順次分配する。
- (4) 民事訴訟事件（次号の規定により分配されるものを除く。）のうち、所長が別に定める事件は、民事第6室又は民事第10室に分配する。
- (5) 少額訴訟事件（少額訴訟判決に対する異議申立て事件及び少額訴訟債権執行事件を含む。）は、民事第9室に分配する。
- (6) 裁判所書記官の除斥又は忌避の申立事件は、受理の順序に従って、民事第1室から民事第5室までの各室及び民事第9室に順次分配する。
- (7) 調停及び借地非訟に関する事件（民事第1室から民事第5室までの各室、民事第9室及び民事第10室の裁判官が当該裁判官による調停に付した事件を除く。）は民事第6室に、督促に関する事件（仮執行の宣言を付した支払督促に対する督促異議の申立てに伴う執行停止事件を含む。）は民事第7室

に、訴え提起前の和解、公示催告、保全に関する事件、過料に関する事件、公示による意思表示、起訴前の証拠保全及び仮執行の宣言を付した判決に対する控訴の提起に伴う執行停止事件は民事第8室に分配する。

- (8) 民事調停委員の除斥の申立事件は、民事第6室に分配する。
- (9) その他の事件は、それぞれ、受理の順序に従って、民事第1室から民事第5室までの各室及び民事第9室に順次分配する。ただし、所長が別に定める事件の分配は、これに従う。
- (10) 各室に分配された事件の各室の裁判官に対する分配は、東京簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官の承認を得て、各室においてこれを定める。

### 3 東京簡易裁判所の刑事事件の裁判事務の分配は、次のとおりとする。

- (1) 次のア及びイに掲げる事件は、それぞれ、受理の順序に従って、刑事第1室及び刑事第2室に順次分配する。ただし、公判請求事件及び略式命令に対する正式裁判請求事件（略式命令不相当事件を含む。）のうち通訳（手話通訳を含む。）をする事件の被告人については、1人を2人とみなす。
  - ア 公判請求事件
  - イ その他の事件（次号及び第3号に掲げる事件を除く。）
- (2) 略式事件は刑事第3室に、勾留に関する処分を除く令状事件、起訴前の勾留に関する処分、被疑者についての弁護人の選任に係る申立事件及びこれに付随する処分に係る申立事件、刑事訴訟法第187条の2の訴訟費用負担の決定を求める請求事件及びこれに付隨する処分に係る申立事件並びに警察官職務執行法第3条第3項の許可状の発付を求める請求事件は刑事第4室に分配する。ただし、次号に掲げる事件を除く。
- (3) 次のアからウまでに掲げる事件は、刑事第5室に分配する。
  - ア 三者即日処理方式並びに検察庁及び裁判所間のみの即日処理方式により処理する交通略式事件
  - イ 東京区検察庁道路交通部に所属する検察官若しくは検察官事務取扱検察

事務官又は警視庁交通部若しくは第六方面本部若しくは第七方面本部の担当区内の警察署に所属する司法警察職員が請求の手続をした令状事件

ウ 警視庁第六方面本部又は第七方面本部の担当区内の警察署に所属する警察官が請求の手続をした警察官職務執行法第3条第3項の許可状の発付を求める請求事件

(4) 前項第10号の定めは、刑事件の裁判事務の分配について準用する。

4 東京簡易裁判所の裁判官に差し支えがあるときは、その裁判官が所属する室の他の裁判官が代理し、これによることができないときは、所長の定める順序に従って他の室の裁判官又は所長の指名する東京地方裁判所の裁判官が代理する。

5 所長は、東京簡易裁判所の裁判官のうち簡易裁判所判事に任命された後1年未満の者に対し、研さんのため、期間又は日を定めて、民事事件又は刑事件担当の各室の裁判事務の取扱いを命ずることができる。

第62条（東京簡易裁判所以外の管内各簡易裁判所の裁判官の配置並びに裁判事務の分配及び代理順序）東京簡易裁判所以外の管内各簡易裁判所の裁判官の配置、裁判事務の分配及び裁判官に差し支えがあるときの裁判事務の代理順序は、別表5のとおりとする。

2 裁判官に差し支えがあるときの裁判事務の代理について、別表5によることができないときは、当該簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官の指名する裁判官が代理する。これによることができないときは、所長の指名する他の簡易裁判所の裁判官又は東京地方裁判所の裁判官が代理する。

第63条（本庁民事部及び本庁刑事部の定めの準用）第2編第1章（第8条第2項ないし第4項及び第5項ただし書、第16条、第17条、第19条並びに第20条を除く。）、第3編第1章並びに第41条第1項及び第2項の定めは、その性質に反しない限り、簡易裁判所における事件の分配について準用する。この場合において、第41条第1項中「本庁に所属する裁判官」とあるのは、

「東京簡易裁判所の裁判官」と読み替えるものとする。

第64条（東京簡易裁判所以外の管内各簡易裁判所における特定の種類の事件の分配についての別の定め）東京簡易裁判所以外の管内各簡易裁判所は、第62条第1項の定めにかかわらず、裁判官の協議により、当該簡易裁判所における裁判官の執務の状況を考慮して、特定の種類の事件の分配について別の定めをすることができる。

第65条（立川簡易裁判所における令状事務等）立川簡易裁判所における各種令状の発付を求める事件及びこれに付隨する処分を求める申立てに係る事件、被疑者についての弁護人の選任に係る申立事件及びこれに付隨する処分に係る申立事件並びに警察官職務執行法第3条第3項の許可状の発付を求める請求事件は、別に定める申合せにより、同簡易裁判所の裁判官（兼務者を含む。）全員で行う。

## 第6編 司法行政事務の代理順序

第66条（所長の代理）所長に差し支えがある場合における司法行政事務については、別に定めるところにより選出された所長代行者が、あらかじめ定める順序に従って代理する。

第67条（支部長等の代理）支部長又は部の事務を総括する裁判官に差し支えがある場合における司法行政事務については、立川支部に勤務する裁判官又は当該部に配置された裁判官があらかじめ定める順序に従って代理する。

第68条（簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官の代理）簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合における司法行政事務については、当該簡易裁判所に配置された他の裁判官があらかじめ定める順序に従って代理する。ただし、裁判官が1人しか配置されていない簡易裁判所にあっては、他の簡易裁判所に配置された裁判官があらかじめ定める者が代理する。

### 附 則

- 1 この定めは、令和2年1月1日から施行する。
- 2 年度の当初における事件の分配は、前年度において最後の分配を受けた部、係、室又は裁判官の次順位にあるものから始める。



別表1の(2) (本庁民事部)

特殊事件分類表

1 行政に関する事件

- (1) 抗告訴訟事件、当事者訴訟事件、民衆訴訟事件及び機関訴訟事件（2の(2)、4並びに9の(2)及び(3)に掲げる事件を除く。）
- (2) 行政事件訴訟法第45条第1項に規定する処分の効力等を争点とする訴訟事件
- (3) 行政事件訴訟法第13条第1号に規定する処分又は裁決に関する原状回復又は損害賠償の請求の事件
- (4) 地方自治法第242条の3第2項の規定による損害賠償又は不当利得返還の請求の事件
- (5) 被収容者等（元被収容者等を含む。）の提起に係る国家賠償請求訴訟で、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律及びその関係法令に基づく処分の違法を理由とするもの
- (6) (1)の当事者訴訟事件又は(2)から(5)までに掲げる訴訟事件を本案とする仮差押・仮処分事件（仮差押・仮処分命令に対する異議・取消しの事件を含む。）並びにこれらに関する執行異議事件及び執行停止事件
- (7) 行政非訟事件

2 商事に関する事件

(1) 会社等に関する訴訟事件

ア 会社法に規定する事件（同法第8条及び第21条に規定する請求事件並びに株主以外の者が提起する同法第429条による訴訟事件を除く。）

イ アに掲げるもののほか、次に掲げる事項に関する事件

- (1) 株式払込金又は出資金
- (2) 配当金、剰余金又は損失金
- (3) 株主権又は持分
- (4) 除名又は退社
- (5) 社債
- (6) 消算

ウ 各種決議その他会社法上の行為の効力又は存否

エ その他以上に類するもの

ウ 宗教法人、学校法人その他会社以外の法人の理事者、会員等の地位に関する事件及び定款変更等法人の組織に関する事件

- (2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第24条に規定する請求事件（同法第78条の規定による申立て事件を除く。）、第85条第1号に規定する抗告訴訟事件、同条第2号に規定する事件及び同法第85条の2に規定する訴訟事件（9の(3)に掲げる事件を除く。）

(3) 消費者契約法第12条に規定する請求事件

- (4) (1)に掲げる訴訟事件、(2)に掲げる事件のうち私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第24条に規定する請求事件若しくは同法第85条の2に規定する訴訟事件又は(3)に掲げる請求事件を本案とする仮差押・仮処分事件（仮差押・仮処分命令に対する異議・取消しの事件を含む。）並びにこれに関する執行異議事件及び執行停止事件

(5) 会社更生事件

- (6) 会社更生手続開始の申立てに係る会社、保全管理人又は管財人を當事者とする仮差押・仮処分事件（仮差押・仮処分命令に対する異議・取消しの事件を含み、4の(4)及び9の(3)に掲げる事件を除く。）並びにこれに関する執行異議事件及び執行停止事件

(7) 承認援助事件（「5 破産に関する事件」(4)に掲げる事件を除く。）

- (8) 預金保険法第87条第1項から第4項まで又は農水産業協同組合貯金保険法第94条第1項から第3項までに規定する裁判所の許可に係る事件

- (9) 船舶所有者等責任制限事件、油濁損害賠償責任制限事件及び船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第68条又は第65条（これらの規定を油濁損害賠償保障法第38条において準用する場合を含む。）により責任制限裁判所の管轄に専属する訴訟事件

- (10) 民事非訟事件、公示催告事件、商事非訟事件及び過料事件（民事非訟事件及び過料事件については、別に定めがある場合を除く。）

(11) 手形訴訟事件及び小切手訴訟事件（原告の申述に基づいて通常の手続に移行したものと含む。）

(12) 手形訴訟又は小切手訴訟の判決に対する異議の申立てに付隨する執行停止事件

3 保全に関する事件

- (1) 仮差押・仮処分事件（仮差押・仮処分命令に対する異議・取消しの事件を含む。）並びにこれに関する執行異議事件及び執行停止事件（別に定めがある場合を除く。）

(2) 仮登記仮処分事件

- (3) 強制執行停止事件（別に定めがある場合を除く。）

- (4) 担保又は保証の取消しに関する事件（「6 執行に関する事件」(8)に掲げる事件を除く。）

(5) 人身保護事件

- (6) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第4章に規定する保護命令事件

4 労働に関する事件

(1) 労働訴訟事件

ア 雇用契約関係の存否に関する請求事件

- イ 賃金請求権その他雇用契約関係又は就業規則に基づく権利関係に関する請求事件
  - ウ 労働協約その他労使間の協定の存否又はこれに基づく権利関係に関する請求事件
  - エ 争議行為その他の団体行動又はこれに関連して生じた権利関係に関する請求事件
  - オ 労働組合その他労働者の団体の加入関係の存否又は組合賃請求権その他前記団体の規約、決議等に基づく権利関係に関する請求事件
  - カ 労働組合その他労働者の団体の結成、解散、役員選任等に関連して生じた権利関係に関する請求事件
  - キ 労働基準法に基づく請求権に関する請求事件（労働者の業務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を理由とする損害賠償請求事件を除く。）
  - ク その他労働関係又は労働者の団体若しくは団体行動に関連して生じた権利関係に関する請求事件
- (2) 公務員を当事者とする訴訟事件で、(1)に掲げる訴訟事件と同種のもの
- (3) 労働組合法第27条の19第1項に規定する労働委員会の命令の取消しを求める訴訟事件
- (4) (1)又は(2)に掲げる事件に関する訴訟事件を本案とする仮差押・仮処分事件（仮差押・仮処分命令に対する異議・取消しの事件を含む。）並びにこれに関する執行異議事件及び執行停止事件
- (5) 労働審判事件
- (6) 労働組合法第27条の20に規定する緊急命令事件
- (7) 次に掲げる過料事件
- ア 労働組合法第32条から第32条の4までに規定するもの
  - イ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第33条に規定するもの
  - ウ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第30条又は第31条に規定するもの
  - エ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第34条に規定するもの
- 5 破産に関する事件
- (1) 破産事件
  - (2) 再生事件
  - (3) 免貸・復権事件
  - (4) 承認援助事件（民事第8部と民事第20部の協議により民事第8部から民事第20部に移すことを相当とされた事件に限る。）
  - (5) 消費者裁判手続特例法第2章第2節第1款に規定する簡易確定事件
  - (6) 消費者裁判手続特例法第44条第4項に規定する仮執行宣言付届出債権支払命令に関する執行停止事件
- 6 執行に関する事件
- (1) 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械又は債権その他の財産権に対する強制執行又は担保権の実行としての競売等の事件
  - (2) 勤産に対する強制執行又は担保権の実行としての競売等の事件の配当等手続事件
  - (3) 企業担保権実行事件
  - (4) 仮差押えの執行としての強制管理事件
  - (5) 強制執行又は担保権の実行としての競売等の事件（(4)に掲げる事件を含む。）に關し、口頭弁論を開くことなく執行裁判所として裁判することのできる事件
  - (6) 勤産の仮差押え・仮処分に関する執行異議事件
  - (7) (5)又は(6)に掲げる事件の申立てに伴う執行停止事件
  - (8) 執行裁判所が立てるべきことを命じた担保の取消しに関する事件
  - (9) 財産開示手続に関する事件
  - (10) 公正証書の執行交付与の申立てに因する処分に対する異議事件
  - (11) 公正証書の公示送達の許可事件
- 7 調停・借地非訟・建築に関する事件
- (1) 調停事件（他の部が当該部の裁判官による調停に付した事件を除く。）
  - (2) 民事調停規則第6条又は特定債務等の調停の促進のための特定調停に関する法律第7条の規定による民事執行の手続の停止又は続行の申立事件
  - (3) 借地非訟事件
  - (4) 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法又は接收不動産に関する借地借家臨時処理法による非訟事件
  - (5) 建築に関する事件
    - ア 建物（土地の工作物を含む。以下同じ。）に関する請負代金（設計料及び監理料を含む。）又は売買代金の請求の事件のうち次に掲げる事項のいずれかが争点となるもの
      - イ) 設計、施工又は監理の瑕疵
      - ロ) 工事の完成
      - ハ) 工事の追加又は変更
      - ニ) 設計又は監理の出来高
    - イ) 建物の設計、施工若しくは監理の瑕疵又は建物の工事の未完成を原因とする損害賠償請求事件
    - ウ) 工事に伴う振動又は地盤沈下に基づく建物に関する損害賠償請求事件
- 8 交通事故に関する事件
- (1) 交通事故による損害賠償請求事件（船舶又は航空機事故によるものを除く。）

(2) 自動車事故責任保険金請求事件

9 知的財産権に関する事件

(1) 知的財産権訴訟事件

ア 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権又は回路配線利用権に関する請求事件

イ 商法第12条、会社法第8条若しくは第21条又は不正競争防止法に規定する請求事件

ウ 種苗法による育成者権に関する請求事件

エ 他人の氏名、名称又は肖像を広告の目的又は商業的目的（報道目的を含まない。）のために無断で使用する行為に関する請求事件

(2) (1)のアに掲げる権利及び同ウに掲げる権利に関する行政訴訟事件

(3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第24条に規定する請求事件（同法第78条の規定による申立事件を含む。）、第85条第1号に規定する抗告訴訟事件、同条2号に規定する事件及び同法第85条の2に規定する訴訟事件（民事第8部と知的財産権部（民事第29部、第40部、第46部及び第47部をいう。以下同じ。）の協議により、その主要な争点の審理に知的財産に関する専門的な知見を要することから、民事第8部から知的財産権部のいずれかの部に移すことを相当とされた事件に限る。）

(4) (1)に掲げる訴訟事件又は(3)に掲げる事件のうち私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第24条に規定する請求事件若しくは同法第85条の2に規定する訴訟事件を本件とする仮差押・仮処分事件（仮差押・仮処分命令に対する異議・取消しの事件を含む。）並びにこれに関する執行異議事件及び執行停止事件

(5) 特許登録令第23条第2項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する仮登録仮処分事件

別表1の(3) (本庁民事部)

第8条第1項に掲げる事件の分配割合

	第8条第1項のうち (4), (5)を除く事件	第8条第1項の(4), (5)の 事件
第49部	2. 6	2
第25部, 第32部, 第43部	2. 2	2
第7部, 第10部, 第13部, 第42部, 第45部	1. 5	1
第1部, 第4部, 第5部, 第6部, 第12部, 第15部, 第16部, 第17部, 第18部, 第23部, 第24部, 第26部, 第28部, 第31部, 第37部, 第39部, 第41部, 第44部, 第48部, 第50部	1. 1	1
第14部, 第30部, 第34部, 第35部	0. 5	1

別表1の(4) (本庁民事部)

第9条第2項に掲げる事件の分配割合

	第9条第2項の(1) から(5)の事件	第9条第2項の(10), (12), (13)の事件	第9条第2項のうち 左に掲げる事件以外 の事件
第11部, 第19部, 第36部	4	1	7
第33部	3	0	5

**別表1の(5) (本庁民事部)**

**特殊大型事件の認定基準**

特殊大型事件とは、次の各号の一に該当する事件で、その処理に多大の時間と労力を要するものをいう。

- (1) 争点が多く、事案が錯そうしている事件
- (2) 番証の数又は尋問予定の証人及び本人の数が膨大である事件
- (3) 当事者の数が膨大で、かつ、当事者の個別の事情が問題となる事件
- (4) 重要な社会的問題又は法令の解釈適用上困難な問題を含む事件
- (5) 事件進行上の負担が極めて大きい事件

## 別表2 〈本府刑事部〉

令和2年1月1日現在

部名	裁判官	開廷日	分配を受ける公判請求事件の種類及び分配比率(公判請求事件 件の分配を受けない部については、取り扱う事件の種類)						原告被告事件等の分 配比率	他調事件の分 配比率	
			合算事件			単独事件					
			甲類	乙類	丙類	外国人	税産	外国人	一般		
第1部	裁判官 大庭 守 下田 寿美紀 一香行	火水木金		1.25	1		1		1		1
第2部	裁判官 永今 深井 英瓦 田代 柏野 戸					分配停止					
第3部	裁判官 多長 田池 英瓦 坂井 佳佐	火水木金		1.25	1		1		1		1
第4部	裁判官 永今 深井 英瓦 柏野 戸	月火木金		1.25	1				1		1
第5部	裁判官 守 下田 入社 寿美紀 一香行					分配停止					
第6部	裁判官 中日盛 田代 大源 行郎 紀経	月火水木		1.25	1		1		1		1
第7部	裁判官 河野 木村 昇良 英子 袋	月火木金		1.25	1		1		1		1
第8部	裁判官 守 下田 豊代 原尾 太志 木村 豊士 人	月火水金		1(乙類合算事件を除く)	1		1(租税事件を含む)		1		1
第9部	裁判官 伊村 田井 千香 平樹 昭奈 宏					分配停止					
第10部	裁判官 小森 山内 三内 喜久 信也 吉	月火水金		1.25	1		1		1		1
第11部	裁判官 共下 田井 吉	月水木金		1.25	1		1		1		1
第12部	裁判官 野山 村吉 志光					分配停止					
第13部	裁判官 今山 星輝 英之子	月火水金		1.25	1		1		1		1
第14部	裁判官 島坂 正二 亨一 曉健 大花 真由 田中 大舟 井厚 佐佐 藤井 上野 井上 野瀬 三小岩 西小岩 林山村 下山 秋松 佐佐 佐々木 木口見 木口見					合計二件					
第15部	裁判官 田中 森松 正義 田中 大舟 井厚 佐佐 藤井 上野 井上 野瀬 三小岩 西小岩 林山村 下山 秋松 佐佐 佐々木 木口見	月水木金		1.25	1		1		1		1
第16部	裁判官 西小西 松林 山村 下山 秋松 佐佐 佐々木 木口見	月火水木		1.25	1				1		1
第17部	裁判官 和田 志監 佐佐 佐々木 木口見	月火水木		1.25	1				1		1
第18部	裁判官 田中 森松 正義 田中 大舟 井厚 佐佐 藤井 上野 井上 野瀬 三小岩 西小岩 林山村 下山 秋松 佐佐 佐々木 木口見	月火水金		1.25	1				1		1
第19部	裁判官 森松 正義 田中 大舟 井厚 佐佐 藤井 上野 井上 野瀬 三小岩 西小岩 林山村 下山 秋松 佐佐 佐々木 木口見					分配停止					
第20部	裁判官 森松 正義 田中 大舟 井厚 佐佐 藤井 上野 井上 野瀬 三小岩 西小岩 林山村 下山 秋松 佐佐 佐々木 木口見					分配停止					

別紙3(立川支部)

部名	裁判官	開廷日	通常訴訟事件、交通訴訟事件、労働関係訴訟事件、労働訴訟事件、医療関係訴訟事件、執行関係訴訟事件、手形・小切手訴訟事件、仲裁関係事件	労働仮処分請求事件、民事共助事件、起訴前の庭説保全事件、訴えの提起前の既判権処分事件	労働審判事件
民事第1部	吉田尚智 中戸野英子 平井美衣理	月火水木金	1/3	1/3	4/16
民事第2部	田嶋峰志 高橋英司 水谷正美	月火水木金	1/3	1/3	4/16
民事第3部	見田正紀 米山紀徳 高石玲瓈	月火水木金	1/3	1/3	4/16
民事第4部	河田常明 井上芳美 佐藤英希 池田英子 加藤喜子 戸田玲子 八木利子 石川美穂 平井美衣理 森三木洋美	随時	1 船舶所有者等責任制限事件、油污損害賠償責任制限事件、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第63条又は第65条（油污損害賠償保険法第38条において準用する場合を含む。）により責任制限裁判所の管轄に専属する訴訟事件 2 執行関係事件 3 仮差押・仮処分異議及び取消事件（労働仮処分関係事件を除く。） 4 3以外の仮差押・仮処分関係事件（同上） 5 故障・民営再生事件 6 会社更生事件 7 民事非訟事件、公示催告事件、商事非訟事件 8 借地非訟事件、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法又は接収不動産に関する借地借家臨時処理法による非訟事件 9 遺料事件 10 四停申立事件 11 他認の事件に關係のない民事事件 12 人身保護事件 13 配偶者からの暴力の防止及び被験者の保護等に関する法律第4章に規定する保護命令事件 14 財産開示事件	3/15	

別表4 (東京地方法院)

令和2年1月1日現在

室・係名	裁判官
民事第1室	鶴村吉
第1係	上田正俊
第2係	朝日和人
第3係	原合卓
第4係	齊藤仁史
第5係	大平安則
第6係	
第7係	須田浩志
第8係	高野真澄
第9係	長野慶一郎
	岩間正超
	森村正樹
民事第2室	
第1係	松尾幸則
第2係	中林清則
第3係	都甲昌弘
第4係	小林透
第5係	岡本英樹
第6係	坂井明英
第7係	山本翠樹
第8係	山崎秀司
第9係	小野昭
	金井孝夫
	堀持誠
民事第3室	
第1係	中山伸二
第2係	山本有之助
第3係	岸眞明人
第4係	小池美子
第5係	林一直
第6係	江海寅治
第7係	西村恭一
第8係	橋本官典男
第9係	中田廣夫
	根本順一
	庄原一秀
民事第4室	
第1係	横川保貞
第2係	木田正盛
第3係	鈴木江江
第4係	須藤聰之
第5係	吉武雅人
第6係	
第7係	長坂和仁
第8係	村田正臣
第9係	近因聰三
	福永哲之
	細川栄治
民事第5室	
第1係	伊志祝弘
第2係	太田武翌
第3係	杉原啓治
第4係	鈴口信一
第5係	吉沢正慈
第6係	小松貴賀
第7係	末松宏之
第8係	森泰一
第9係	
	三竹晴彦
	宮下一次
民事第6室	
第1係	古田治
	青木正人
	西村裕哉
	中川一成
	深田英夫
第2係	小保五三巳
	坂田知久
	田村幸祐
	草名克洋
第3係	(3)川村裕志
	猪瀬洋史
	(3)木山忠雄
民事第7室	
	川村裕志
	松本忠雄
	丸山文之
民事第8室	
	大瀬垣正裕
	小瀬垣裕
(3)	小坂昌弘
(3)	長野慶紅
(3)	
民事第9室	
第1係	行田豊
第2係	天井晴榮
第3係	猪地勝男
第4係	鈴岡俊一
第5係	平井吉彦
第6係	三好一幸
第7係	鷹見直樹
民事第10室	
第1係	寺内正三
第2係	丹生谷定利
第3係	丸尾弘之
第4係	内田雄三
第5係	大林俊二
第6係	岩本昭彦
第7係	岡田千津子
第8係	五十嵐利幸
刑事第1室	
第1係	山中亮代吉
第2係	辻邊高
第3係	巻峰彰生
刑事第2室	
第1係	中谷延二郎
第2係	曾根篤征
第3係	小野義美
刑事第3室	
	歌山雅美
	土松慎夫
	松嶋誠
	下尾部晶
刑事第4室	
	大隅研子
	恩田良裕
	前田千恵子
	森田研井芳
	森田正一
	八木正
刑事第5室	
	鶴井仁
	佐木次
	鈴木邦章

別表5 (東京簡易裁判所以外の管内各簡易裁判所)

令和2年1月1日現在

係名	裁判官	裁判事務の分配 (事件の種類及び分配比率)														裁判官に差し支えがあるときの代用順序
(八丈島簡易裁判所)																
	大川和彦	民事事件 刑事事件														
(伊豆大島簡易裁判所)																
	南正一	民事事件 刑事事件														
(新島簡易裁判所)																
	(兼)南正一	民事事件 刑事事件														
(八王子簡易裁判所)																
1係	北澤章功	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	鶴尾豊治
2係	鶴尾豊治	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	北澤章功
(立川簡易裁判所)																
	浦崎浩	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1岡崎昌吾 2工藤統一
	岡崎昌吾	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1工藤統一 2浦崎浩
	工藤純一	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1猪俣裕 2岡崎昌吾
	金子益之 (裁決代行)														6/9 6/9	
(武蔵野簡易裁判所)																
1係	内山修	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	矢崎和彦
2係	矢崎和彦	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	内山修
	土佐一徳 (裁決代行)											全部				
(青梅簡易裁判所)																
	竹内宏	民事事件 刑事事件														
(町田簡易裁判所)																
	河野清孝	1/2	1/2		1/2	全部	全部				1/2	1/2	全部	1/2	1/2	今啓子
	今啓子	1/2	1/2	全部	1/2			全部	全部	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	河野清孝